

国民年金保険料の免除・納付猶予など

問 国保年金課 ☎ (93) 4085

経済的な理由で保険料を納付することが困難なときは、申請することで保険料の納付が免除になる場合があります。

- ■種類 ①免除制度(全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除) ②納付猶予制度 ③学生納付特例
- ■保険料免除の承認期間 1~27月~翌年6月まで 34月~翌年3月まで
- ■対象 ①免除申請者本人、申請者の配偶者、世帯主 ②免除申請者本人 (50 歳未満の人のみ)、申請者の配偶者
 - ③免除申請者本人(学生のみ) ※1~3前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。
- ■申込み 次のものを持参して、窓口で手続きをしてください。
 - ○今年または昨年に、失業や事業を廃止した人は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し
 - ○学生は、学生証または在学証明書
- ■その他 免除申請を行うには、所得の申告が必要です。前年度に全額免除または納付猶予の承認がされ、翌年度以降も継続希望した人は、申請不要で審査を受けられます。



国民年金保険料の追納制度

間 国保年金課 ☎ (93) 4085 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、老齢基礎年金の受け取る金額が少なくなります。そこで 10 年以内であれば、保険料の追納(後払い)ができます。 追納の申し込みは、年金事務所または国保年金課窓口で受け付けています。

- ■追納に関する注意点
 - ○追納できる期間は、追納が承認された月の前10年以内の全額免除、一部免除、納付猶予期間です。
 - ○一部納付が承認された期間中の一部納付額を納めなかったときは、免除期間に該当しないため、残りの保険料の追納はできません。
 - ○免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納するときは、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



新型コロナウイルス感染症による 国民年金保険料の免除申請について

問 国保年金課 ☎ (93) 4085

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例手続きがあります。 詳しくは、問い合わせていただくか、市公式ホームページ、日本年金機構ホームページをご覧ください。

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

問 子育て支援課 ☎(93)4497

- ■対象 令和3年度分の市民税均等割が非課税の方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が 急変し、市民税均等割が非課税と同様の事情にあると認められる人で、以下の要件のいずれかに該当する人
 - ア. 児童手当受給者 令和3年4月分の児童手当受給者
 - イ. 特別児童扶養手当受給者 令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者
 - ウ. 新規児童手当受給者 令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた児童を養育し、新たに児童手当の受給認定を受けた人
 - 工、新規特別児童扶養手当受給者 令和3年4月1日から令和4年2月28日までに新たに特別児童扶養手当の受給認定を受けた児童を養育している人
 - オ、その他対象児童の養育者 ア〜エまでに該当しない、令和3年3月31日において18歳未満の児童を養育している人
- ■給付額 児童1人につき5万円
- ■給付金の支給手続き 令和3年度分市民税均等割非課税でア・イに該当する人は、申請不要です。該当者には、児童手当または特別児童扶養手当を支給する口座に、7月下旬~8月上旬に給付金の支給を予定しています。

上記以外の人については、申請が必要です。7月中旬に市公式ホームページなどで申請方法をお知らせする予定です。